

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富津市	西大和田地区	令和3年2月5日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.8ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>西大和田地区は、市北部、JR大貫駅の東方に位置し、市街地に隣接して、水田を中心に農地が広がる地区(水田19.9ha、畑3.1ha)である。</p> <p>水田は、西部が集落の資金で整備した10a区画で、東部が県営事業で整備した30a区画のほ場である。西部は2種農地で、東部は農振農用地区域である。西部はもともと沼地で排水の悪い、ぬかるむ田が多く、耕作放棄地が増加し、イノシシも出没している。</p> <p>また、西部は、農地と宅地が混在しており、住宅や太陽光発電による農地転用が増えつつある。このため、農地として守る範囲を人・農地プランに位置付けて明確化し、農業者が安心して農業を続けられる環境を維持することが求められている。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 用排水は兼用で設備が古く、漏水している田や田越しに水を入れている田がある。用排水が十分に機能していないため、水の入りや水はけが悪く、改善が必要である。</p> <p>② 集落共同で草刈りをしているが、耕作放棄地が有害獣のすみかとなっており、有害獣の被害を防ぐため、耕作放棄地の拡大防止に取り組む必要がある。</p> <p>③ 数少ない農業者が多くの農地を受託して耕作しているが、地権者と耕作者との間で相互理解を図る機会がなく、話し合いの場が必要である。</p> <p>④ 長年、個別相対での貸し借りが行われてきたが、農地の貸し借りの組織的な調整への期待が大きいため、農地中間管理事業の活用を推進し、担い手が効率的に耕作できる環境を整える必要がある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>西大和田集落の農地利用は、認定農業者4経営体、認定新規就農者1経営体を含む中心経営体8経営体が担っていく。</p>
--

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

※耕作者の話し合いに参加した方、エリア内で耕作している認定農業者を記載。

※現状は農地台帳に載っている数値を入力。

(参考) 中心経営体(案) ※耕作者別に色塗りをした地図から面積を確認し数値を入力。

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	1.1 ha	水稲	1.7 ha	西大和田集落
	B	水稲	0.8 ha	水稲	1.1 ha	西大和田集落
	C	水稲	1.7 ha	水稲	2.4 ha	西大和田集落
	D	水稲	0.9 ha	水稲	2.8 ha	西大和田集落
認就	E	サボテン	0.2 ha	サボテン	0.2 ha	西大和田集落
認農	F	水稲	ha	水稲	0.9 ha	西大和田集落
認農	G	水稲	ha	水稲	0.4 ha	西大和田集落
認農	H	水稲	ha	水稲	0.2 ha	西大和田集落
計	8 経営体		4.7 ha		9.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

① 農地中間管理事業の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に預けていく。中心経営体が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進める。

② 耕作放棄地対策

集落共同で耕作放棄地の拡大防止に取り組み、農業生産環境と生活環境を守る。

③ 担い手対策

新規就農者の就農と定着の促進により、農業の新たな担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。

④ 地区農業を考える話し合いの場づくり

西大和田農事組合、西大和田水利組合、西大和田区の中で、人・農地プランの実行のための話し合いを継続する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。